

○ 銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）

改正案	現行
第二条 令第十七条の二の二第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限は、銀行議決権大量保有者（<u>法第五十二条の二の十一第一項に規定する銀行議決権大量保有者をいう。</u>）である第一条の表の一の項の銀行の欄に掲げる銀行若しくは第四条に掲げる銀行持株会社又は長期信用銀行に係る令第十七条の二の二第一項第一号及び第二号に掲げる金融庁長官の権限とする。 第五条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。以下「規則」という。）第十九条の四第二項及び第三十四条の二の三十二第三項の規定に基づき、金融庁長官の指定する銀行は、第一条の表の一の項、二の項及び四の項の銀行の欄に掲げる銀行とする。	第二条 令第十七条の二の二第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限は、銀行議決権大量保有者（<u>法第五十二条の二第一項に規定する銀行議決権大量保有者をいう。</u>）である第一条の表の一の項の銀行の欄に掲げる銀行若しくは第四条に掲げる銀行持株会社又は長期信用銀行に係る令第十七条の二の二第一項第一号及び第二号に掲げる金融庁長官の権限とする。 第五条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。以下「規則」という。）第十九条の四第二項の規定に基づき、金融庁長官の指定する銀行は、第一条の表の一の項、二の項及び四の項の銀行の欄に掲げる銀行とする。